

第5章 地域支援事業の取組

地域支援事業は、自立支援・介護予防・重度化防止の施策を総合的かつ一体的に行うために区市町村が行う事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」から構成されています。

事業所のサービスのほか、多様な主体によるサービスや、社会参加の視点を取り入れた介護予防の促進などにより、要支援者などの自立支援や介護予防・フレイル*予防を図る事業です。

なお、第8期からは、高齢者の保健事業（医療分野）と地域支援事業（介護分野）を一体的に実施できるよう法令が整備されたため、生活習慣病等の疾病予防・重度化防止等の保健事業と介護予防事業との連携により支援を展開していくこととなりました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、外出機会や人との交流が減る等の状況の中で、閉じこもりや身体・認知機能の低下など、高齢者の健康への影響が懸念されています。事業の実施に当たっては、感染予防を行いつつ、高齢者の心身の機能低下を予防し、健康の維持を図っていきます。

※フレイル…「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢等により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性がある。

（1）一般介護予防事業

平成27年度から住民主体による介護予防活動支援としてシニア健康応援隊（介護予防リーダー）養成を開始しました。現在、養成講座を修了したボランティアが担い手として区内10か所で「めぐろ手ぬぐい体操」等に取り組む介護予防活動を展開しています。

住民主体の通いの場が充実し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりは、地域に活力をもたらし、参加者の介護予防・フレイル予防や認知機能低下の予防につながる可能性が高いと言われています。高齢者が地域の身近な場所で介護予防に取り組めるよう、自主グループ活動の支援や、既存の活動の場が介護予防・フレイル予防の視点を踏まえた取組となるよう支援します。また、この

ような活動が効果的・効率的に行えるよう、活動助成事業や栄養士・歯科衛生士による出前講座のほか、リハビリテーション専門職等が関与しグループ支援を推進します。

また、高齢者の社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを支援し、同時に健康増進や介護予防に資するため、シニアいきいきポイント事業を引き続き実施します。

このほか、介護予防・フレイル予防の普及啓発を目的として、運動機能向上、低栄養予防、口腔機能向上、社会参加、認知症予防に関する介護予防教室や講演会、介護予防通信の発行等を実施します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえ、事業間の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で介護予防に取り組み、いきいきと生活できる仕組みを整備するためPDCAサイクルに沿った推進を行っていきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 「シニア健康応援隊」（介護予防リーダー）の育成と活動支援、めぐろ手ぬぐい体操の普及 ● リハビリテーション専門職等の派遣事業・活動助成金交付事業 ● 介護予防通信の発行 ● 一般高齢者を対象とした介護予防教室、講演会等の実施 ● めぐろシニアいきいきポイント事業

【自立支援・介護予防・重度化防止の取組に係る実績と実施目標】

事業	平成30年度～ 令和2年度の実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
シニア健康応援隊の育成・活動支援とめぐろ手ぬぐい体操の普及				
シニア健康応援隊養成講座実施数	毎年度1回	1回	1回	1回
養成講座修了者累積数	156人	170人	185人	200人
めぐろ手ぬぐい体操活動拠点への参加者延べ人数	平成30年度 6,662人 令和元年度 6,702人 令和2年度 500人 *新型コロナウイルス感染拡大防止対策により活動の大半を中止した	6,800人	6,900人	7,000人
めぐろシニアいきいきポイント事業				
対象活動（場所）	13施設と4つの活動	14施設と4活動	15施設と4活動	16施設と4活動
新規サポーター登録者数	平成30年度 33人 令和元年度 30人 令和2年度 15人	20人	20人	20人

※令和2年度は見込値

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業においては、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続するとともに、住民主体による「支え合い事業」の充実を引き続き図ります。

訪問型支え合い事業は、社会福祉協議会及びシルバー人材センターを実施団体とし、そこで研修を受けた方が担い手として活動しています。通所型支え合い事業については、地域の居場所づくりの促進を図るために、必要な支援を行います。

「支え合い事業」の充実については、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや協議体による支え合い活動の状況を踏まえ、新たな担い手の確保や活動場所の拡充に取り組んでいきます。

「短期集中予防サービス」はフレイルの状態にある人を対象に、本人がしたい、又はできるようになりたい生活行為を目標とし、保健・医療の専門職が短期集中的に支援して生活機能の改善を図ります。

また、介護予防ケアマネジメントの過程や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の活用や、多様なサービスの利用を踏まえたケアマネジメントの研修などを行い、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。

【介護予防・生活支援サービス利用者数実績・見込み】

① 指定事業者によるサービス

区 分		第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
訪問型サービス	月平均利用者(人)	859	812	745	828	843	862	809	859
	予防給付相当サービス	803	741	671	754	768	785	729	771
	区独自基準サービス	56	71	74	74	75	77	80	88
通所型サービス	月平均利用者(人)	856	873	753	903	919	934	809	845
	予防給付相当サービス	843	859	740	889	905	920	797	830
	区独自基準サービス	13	14	13	14	14	14	12	15
介護予防ケアマネジメント	月平均利用者(人)	890	838	765	817	832	846	863	916

第8期目黒区介護保険事業計画（素案）

② 支え合い事業

区 分		第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
訪問型支え合い 事業	月平均 利用者(人)	8	8	7	10	12	14	19	45
通所型支え合い 事業	団体数	2	2	2	3	3	3	3	3

③ 短期集中予防サービス

区 分		第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
訪問型短期集中 予防サービス	参加者(人)	4	4	4	10	10	10	12	12
通所型短期集中 予防サービス	参加者(人)	31	30	7	30	40	50	50	50

④ その他の生活支援サービス

区 分		第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
栄養改善を目的と した配食サービス	月平均 利用者(人)	1	1	2	5	5	5	7	10

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置運営

① 地域包括支援センターの業務

本区における地域包括支援センターの業務は下表のとおりで、介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加えて、保健福祉の総合相談支援、高齢者の保健福祉サービスの受付、介護保険認定申請等の受付、障害者の都営交通無料パスの申請受付等の業務を行っています。

保健福祉の総合相談支援は、すべての区民を対象とし、多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへのトータルな対応を図るもので、関係機関と適切に連携しながら相談・支援に取り組んでいます。

今後、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備の取組の中で、この保健福祉の総合相談支援を更に充実させ、横断的な分野で連携・協働する体制を構築していきます。

【目黒区地域包括支援センターの実施業務】

1 すべての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合的相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○地域包括支援センターとしての業務	
(1) 包括的支援事業	センターの主な業務 ①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 区が取り組む以下の事業に係る一部の業務 ④在宅医療・介護連携推進事業 ⑤生活支援体制整備事業 ⑥認知症総合支援事業
(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
(3) 地域ケア会議の実施	
(4) 指定介護予防支援	
(5) その他委託を受けることができるもの	居宅要支援者に係る第一号介護予防支援事業 一般介護予防事業 任意事業
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし等高齢者登録、訪問食事サービスの受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼届出書の受理など
3 障害者を対象とした業務（令和2年度開始）	
(1) 個別相談	相談業務
(2) 障害福祉サービスの受付等	有料道路通行料金の割引、都営交通無料パスの申請受付など

② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者を中心に、障害者、子ども、生活困窮者、在宅療養者、また、世帯が抱える複合課題や制度の狭間の課題を「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として丸ごと受け止め、各分野の専門機関や区の関係部署とより緊密に連携し、適切な支援につなげる入り口として、総合相談支援の充実に取り組めます。さらに、地域のネットワークを活用し、社会から孤立しがちな世帯へのアウトリーチによる支援を積極的に行うとともに、利用者の利便性向上のための取組を進めています。

平成30年度からは、働きながら介護する家族等が、就労時間外でも相談できるよう、これまでの月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時までに加え、平日の窓口受付時間を午後7時まで延長し、相談機能の強化を図りました。

現在、地域包括支援センターは地区ごとに1か所設置し、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置しています。今後は、これまで以上に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築や制度の狭間への対応が求められるため、地域包括ケアシステムを支える層の厚い人材の確保や資質の向上に努めます。さらに、地域連携コーディネーター等を中心に、地域資源の掘り起こしや地域のネットワークづくりに取り組めます。

また、区の地域包括支援センターを国の定める評価指標に基づき比較評価し、適正な運営体制について検討していきます。

③ 地域包括ケアに係る推進委員会

地域包括支援センターは、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等を構成員とした運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することとされており、本区では、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会を兼ねた「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を設置しています。

地域包括支援センターの運営に関しては、毎年度、同委員会に運営方針、評価等を諮り、公正・中立性を確保するとともに、区民等の意見を地域包括支援センターの運営に反映させています。

また、この「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を介護保険法が掲げる地域ケア会議のうち、全区レベルの地域ケア会議と位置づけ、地域に必要な政策の立案や提言等を行っていきます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、地域の医療・介護関係者と連携し、PDCAサイクルに沿って取組を進めていきます。

区民が在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法等について理解し、自分自身や家族等に在宅医療や介護が必要となったときに、利用できる制度やサービスを適切に選択できるよう、出前講座等により普及啓発を行います。

また、地域の医療・介護関係者の在宅療養事業への理解と関係機関相互の理解を深めるため、多職種による研修を、他の施策と連携を図りながら効率的に開催します。

さらに、「看取り」や「人生会議（ACP）※」に関する普及啓発活動の推進や、感染症や災害等の発生時においても継続的に必要なサービス提供を維持するため、関係者の連携体制を強化していきます。

※人生会議（ACP）…どのように生活して、どのような医療や介護を受けて人生の最期を迎えるかについて、自分自身で考え、家族や信頼できる人、医療・介護の関係者と繰り返し話し合うこと。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養資源の提供（冊子版・システム版） ● 目黒区在宅療養推進協議会の開催 ● 各地域包括支援センターへの在宅療養コーディネーターの配置及び在宅療養相談窓口業務の実施 ● 在宅医療と介護の連携に関する研修 ● 在宅療養相談業務向上研修 ● 各地域包括支援センターによる出前講座等の開催

(3) 認知症総合支援事業

認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として地域における認知症施策を推進する「認知症施策推進大綱」が令和元年6月に閣議決定されました。第8期は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により進めていた施策も含めて、新たな大綱に基づいた取組を進めていきます。

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深めることが必要であり、認知症に関する正し

い知識を持って、地域や職域での認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成や認知症ケアパス（認知症安心ガイドブック）の普及啓発を引き続き推進し、認知症に関する理解を促進していきます。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等での介護予防事業等を推進していきます。

また、認知症の人の意見を重視した施策や介護者の介護負担の軽減や安心につながる施策を推進し、若年性認知症は、高齢期とは異なる特有の課題を抱えることから、普及啓発や関係機関と連携した取組を行います。

認知症の容態の変化に応じて適時・適切に対応できる仕組みづくりを推進するため、認知機能の低下のある人の早期発見、早期対応のための支援体制の整備や地域包括支援センターに配置した認知症支援コーディネーターや関係機関等と連携を図りながら認知症施策を進めていきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none">● 認知症の正しい理解と認知症ケアパスの普及啓発● 認知症予防に資する事業の推進（介護予防・フレイル予防）● 認知症初期集中支援事業等の推進● 若年性認知症に関する支援● 認知症コーディネーターの配置と介護者・家族支援

（４）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、日常生活での支援を必要とする高齢者が増えています。生活支援体制整備事業は、地域の住民、ボランティア、NPOなどの各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていくものです。

区では、平成27年度に生活支援体制整備事業を開始し、日常生活圏域ごとに順次取組を進めてきました。現在では、日常生活圏域の5地区すべてに生活支援コーディネーターを配置し、第2層協議体が発足しています。生活支援コーディネーターは地域資源の把握と関係性づくりを行い、第2層協議体では地域の特色や課題を情報共有するとともに、支え合いに関する話し合いを行っています。

このような地域における活動を基盤として生活支援体制を整備し、「支え合い事業」の充実へとつなげていきます。

(5) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のため「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった5つの機能があり、今後、更に実効性のあるものとして、充実させていきます。

各地域包括支援センターが主催し、定期的を開催する地域ケア個別会議においては、多職種協働による個別事例の検討や課題の分析を行い、その積み重ねにより地域に共通する課題や制度の狭間にある課題を抽出していきます。

地域ケア推進会議においては、地域ケア個別会議で抽出された地域課題等を、関係機関、地域住民、行政等で情報を共有し、解決に向けた地域づくり・資源開発の検討、並びに政策の立案・提言へとつなげていきます。

第7期中は自立支援・重度化防止の観点から、高齢者のQOL（生活の質）の向上のために、ケアマネジメントの質の向上について重点的に取り組み、会議体の体系整備を行いました。

今後も高齢者等が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することを目指し、地域に共通する課題の抽出や有効な支援策の検討へつなげていく体制の整備等、多職種連携により地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

【自立支援・介護予防・重度化防止の取組に係る実績と実施目標】

事業	平成30年度～ 令和2年度の実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域ケア個別会議	30年度 12回 元年度 11回 2年度 10回(予定)	12回	12回	12回
地域ケア推進会議	30年度 0回 元年度 1回 2年度 1回(予定)	2回	2回	2回

3 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業のほかに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を地域の実情に応じて行うもので、本区では以下の事業を実施します。

実施事業	
介護給付費適正化事業	
	介護給付費通知
	給付実績を活用した分析・検証
	介護職員の質の向上研修及び介護事業者連絡会研修支援
	介護サービス事業者に対する指導
家族介護支援事業	
	家族介護教室
	認知症はいかい高齢者位置情報確認サービス
	介護者の会の開催、ネットワーク化の支援
その他事業	
	住宅改修理由書作成助成
	認知症サポーター養成講座
	高齢者福祉住宅へのライフサポートアドバイザー配置

第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み

1 総介護費用の見込み

介護給付等対象サービスの見込量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、概ね次の表のとおりです。

① 総介護費用

【保険給付費と地域支援事業費の見込み】

単位：円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
居宅／地域密着型／施設サービス	18,596,202,000	19,189,882,000	19,764,912,000	57,550,996,000
居宅介護サービス	11,083,052,000	11,377,258,000	11,642,012,000	34,102,322,000
地域密着型サービス	2,493,585,000	2,670,141,000	2,741,953,000	7,905,679,000
施設サービス	5,019,565,000	5,142,483,000	5,380,947,000	15,542,995,000
介護老人福祉施設	3,515,137,000	3,603,628,000	3,820,532,000	10,939,297,000
介護老人保健施設	1,188,734,000	1,217,034,000	1,238,594,000	3,644,362,000
介護医療院	214,555,000	321,821,000	321,821,000	858,197,000
介護療養型医療施設	101,139,000	0	0	101,139,000
介護予防／地域密着型介護予防サービス	659,239,000	674,660,000	686,647,000	2,020,546,000
介護予防居宅サービス	651,864,000	667,285,000	679,272,000	1,998,421,000
地域密着型介護予防サービス	7,375,000	7,375,000	7,375,000	22,125,000
特定入所者介護サービス費	325,348,071	310,687,905	326,058,880	962,094,856
高額介護サービス費	718,882,888	716,347,998	732,952,928	2,168,183,814
高額医療合算介護サービス費	151,308,189	155,530,258	159,134,784	465,973,231
審査支払手数料	20,917,080	21,268,560	21,628,380	63,814,020
保険給付費合計 ①	20,471,897,228	21,068,376,721	21,691,333,972	63,231,607,921
地域支援事業費 ②	1,055,888,824	1,065,874,967	1,076,052,984	3,197,816,775
保険給付費 + 地域支援事業費 ①+②	21,527,786,052	22,134,251,688	22,767,386,956	66,429,424,696

② 保険給付費、地域支援事業費の内訳

【サービスごとの保険給付費見込額】

単位：円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	1,991,358,000	2,029,141,000	2,071,299,000	6,091,798,000
訪問入浴介護	134,950,000	137,336,000	139,847,000	412,133,000
訪問看護	1,423,859,000	1,506,380,000	1,564,882,000	4,495,121,000
訪問リハビリテーション	84,292,000	86,820,000	89,916,000	261,028,000
居宅療養管理指導	519,897,000	537,439,000	556,119,000	1,613,455,000
通所介護	1,638,814,000	1,670,335,000	1,703,479,000	5,012,628,000
通所リハビリテーション	165,244,000	168,503,000	171,747,000	505,494,000
短期入所生活介護	352,214,000	359,553,000	366,673,000	1,078,440,000
短期入所療養介護（老健）	29,782,000	30,982,000	30,982,000	91,746,000
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	630,053,000	647,878,000	661,249,000	1,939,180,000
特定福祉用具購入費	25,697,000	25,697,000	25,697,000	77,091,000
住宅改修費	54,979,000	55,944,000	55,944,000	166,867,000
特定施設入居者生活介護	3,080,677,000	3,151,747,000	3,214,729,000	9,447,153,000
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	68,630,000	68,630,000	70,952,000	208,212,000
夜間対応型訪問介護	23,471,000	24,538,000	24,538,000	72,547,000
認知症対応型通所介護	140,687,000	157,122,000	173,150,000	470,959,000
小規模多機能型居宅介護	312,916,000	351,971,000	387,558,000	1,052,445,000
認知症対応型共同生活介護	932,360,000	991,681,000	991,681,000	2,915,722,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	8,733,000	8,733,000	8,733,000	26,199,000
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	149,165,000	193,679,000	193,679,000	536,523,000
地域密着型通所介護	857,623,000	873,787,000	891,662,000	2,623,072,000
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	3,515,137,000	3,603,628,000	3,820,532,000	10,939,297,000
介護老人保健施設	1,188,734,000	1,217,034,000	1,238,594,000	3,644,362,000
介護医療院	214,555,000	321,821,000	321,821,000	858,197,000
介護療養型医療施設	101,139,000	0	0	101,139,000
(4) 居宅介護支援	951,236,000	969,503,000	989,449,000	2,910,188,000
合計	18,596,202,000	19,189,882,000	19,764,912,000	57,550,996,000

第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み

単位：円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	202,258,000	208,984,000	212,199,000	626,441,000
介護予防訪問リハビリテーション	22,961,000	24,586,000	25,426,000	72,973,000
介護予防居宅療養管理指導	46,697,000	49,566,000	51,411,000	147,674,000
介護予防通所リハビリテーション	39,419,000	41,504,000	42,801,000	123,724,000
介護予防短期入所生活介護	3,405,000	3,405,000	3,405,000	10,215,000
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	66,324,000	67,478,000	68,707,000	202,509,000
介護予防特定福祉用具購入費	6,012,000	6,012,000	6,328,000	18,352,000
介護予防住宅改修費	31,031,000	31,031,000	31,031,000	93,093,000
介護予防特定施設入居者生活介護	154,810,000	157,411,000	159,295,000	471,516,000
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,375,000	7,375,000	7,375,000	22,125,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	75,947,000	77,308,000	78,669,000	231,924,000
合計	659,239,000	674,660,000	686,647,000	2,020,546,000

【事業区分ごとの地域支援事業費見込額】

単位：円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス	177,035,611	180,317,503	184,401,691	541,754,805
通所型サービス	321,571,333	327,089,944	332,039,273	980,700,550
その他生活支援サービス	314,160	314,160	314,160	942,480
一般介護予防事業	70,774,740	70,798,200	70,822,680	212,395,620
上記以外	64,220,000	65,271,000	66,288,000	195,779,000
(2) 包括的支援事業				
地域包括支援センター運営	325,902,240	325,902,240	325,902,240	977,706,720
その他事業	71,855,940	71,935,500	72,015,060	215,806,500
(3) 任意事業				
介護給付費適正化事業	6,412,740	6,444,360	6,467,820	19,324,920
家族介護支援事業	2,357,220	2,357,220	2,357,220	7,071,660
その他事業	15,444,840	15,444,840	15,444,840	46,334,520
合計	1,055,888,824	1,065,874,967	1,076,052,984	3,197,816,775

2 第1号被保険者の保険料について

（1）第7期における介護保険料の賦課及び収納の実績

① 第1号被保険者保険料収納状況

現年度賦課の保険料の収納率は、平成30年度は98.67%、令和元年度は98.77%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

普通徴収保険料の収納率は、近年増加傾向となっており、平成30年度は87.18%、令和元年度は88.22%となっています。

【年度別保険料収納状況（決算値）】

単位：円

賦課区分	徴収区分	平成30年度（2018年度）			令和元年度（2019年度）			
		調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	
現年度分	特別徴収	4,267,076,388	4,277,630,562	100.25%	4,192,846,824	4,204,271,056	100.27%	
	普通徴収	現年度	581,450,500	506,689,872	87.14%	590,428,584	520,604,556	88.17%
		過年度	6,061,638	5,478,409	90.38%	6,954,948	6,410,620	92.17%
		計	587,512,138	512,168,281	87.18%	597,383,532	527,015,176	88.22%
	計	4,854,588,526	4,789,798,843	98.67%	4,790,230,356	4,731,286,232	98.77%	
滞納繰越分	普通徴収	158,713,241	1,644,690	10.36%	154,407,346	18,818,361	12.19%	
総合計		5,013,301,767	4,806,239,533	95.87%	4,944,637,702	4,750,104,593	96.07%	

※還付保留を含み、減免は含みません。

【保険料収納率の東京都合計との比較（現年度賦課分）】

	普通徴収		特別徴収＋普通徴収	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
目黒区	87.18%	88.22%	98.67%	98.77%
東京都合計	87.88%		98.61%	

② 所得段階別の状況

所得段階別の被保険者数の比率をみると、非課税層の構成比は平成30年度48.4%、令和元年度48.2%となっています。

【所得段階別被保険者数（各年度末現在）】

所得段階	平均月額 (円)	対象者判定基準 (所得などの状況)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)	
			人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
1	(※) 3,120	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 で住民税世帯非課税	1,742	3.1%	1,731	3.1%
2	(※) 3,120	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額 +課税年金収入額80万円以下	7,654	13.7%	7,600	13.6%
3	(※) 3,744	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額 +課税年金収入額80万円超で120万円 以下	3,112	5.6%	3,248	5.8%
4	(※) 4,368	世帯全員住民税非課税で、所得段階第 2段階、3段階以外	3,007	5.4%	3,162	5.6%
5	5,304	本人の住民税が非課税、世帯員が課税 で、本人の合計所得金額+課税年金収入 額が80万円以下	6,603	11.8%	6,412	11.4%
6 (基準額)	6,240	本人の住民税が非課税、世帯員が課税 で、本人の合計所得金額+課税年金収入 額が80万円を超える	4,898	8.8%	4,898	8.7%
7	6,864	本人の住民税が課税で、合計所得金額 125万円未満	6,446	11.5%	6,589	11.8%
8	7,488	本人の住民税が課税で、合計所得金額 125万円以上で200万円未満	6,614	11.8%	6,569	11.7%
9	8,736	本人の住民税が課税で、合計所得金額 200万円以上で300万円未満	5,101	9.1%	5,119	9.1%
10	9,984	本人の住民税が課税で、合計所得金額 300万円以上で400万円未満	2,898	5.2%	2,908	5.2%
11	11,856	本人の住民税が課税で、合計所得金額 400万円以上で600万円未満	2,942	5.3%	2,854	5.1%
12	13,104	本人の住民税が課税で、合計所得金額 600万円以上で800万円未満	1,299	2.3%	1,340	2.4%
13	14,976	本人の住民税が課税で、合計所得金額 800万円以上で1,000万円未満	740	1.3%	769	1.4%
14	16,848	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,000万円以上で1,200万円未満	480	0.9%	473	0.8%
15	18,720	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,200万円以上1,500万円未満	533	1.0%	544	1.0%
16	20,592	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,500万円以上2,000万円未満	534	1.0%	537	1.0%
17	22,464	本人の住民税が課税で、合計所得金額 2,000万円以上	1,243	2.2%	1,288	2.3%
合計			55,846	100.0%	56,041	100.0%

※消費税の引き上げに伴い、公費による低所得者の負担軽減措置がとられたため、各年度の保険料月額は次のとおりとなりました。

単位：円

所得段階	軽減前	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	3,120	2,808	2,340	1,872
2	3,120	2,808	2,340	1,872
3	3,744	3,744	2,964	2,184
4	4,368	4,368	4,212	4,056

（2）介護保険料の算定方法

1 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計【第3章】



2 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の推計【第4章～第6章】



3 保険料収納必要額の算出

標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合 23%



第1号被保険者の負担割合は、第7期と同率の23%として計算します。
※保険給付費等財源構成（59ページ）参照

+ 調整交付金相当額 5.00%
- 調整交付金見込額 4%程度



調整交付金は保険給付の国庫負担のうち5%とされていますが、各区市町村の後期高齢者の割合や所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。
目黒区では例年4%前後の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の介護保険料必要額に上乗せされます。

+ 財政安定化基金拠出金 0.00%



都が設置する財政安定化基金に拠出金を支出するものです。
ただし、第4期以降は拠出率0%です。

- 介護給付費等準備基金取崩額

介護給付費等準備基金は介護保険事業計画期間の保険料の収支を調整するために設置しています。基金の一部を取り崩して保険料に充てることにより保険料の軽減を図ります。



4 保険料額の設定

保険料賦課総額の算出



保険料収納必要額に保険料予定収納率を加味して賦課総額を算出します。

所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出



所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第1号被保険者数を算出します。

保険料の基準月額額の算出

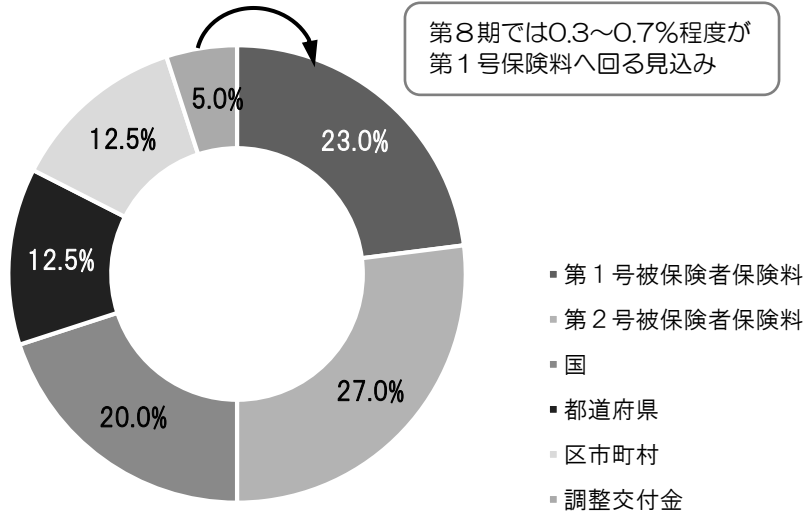


保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割り、基準月額を算出します。

所得段階別保険料額の設定

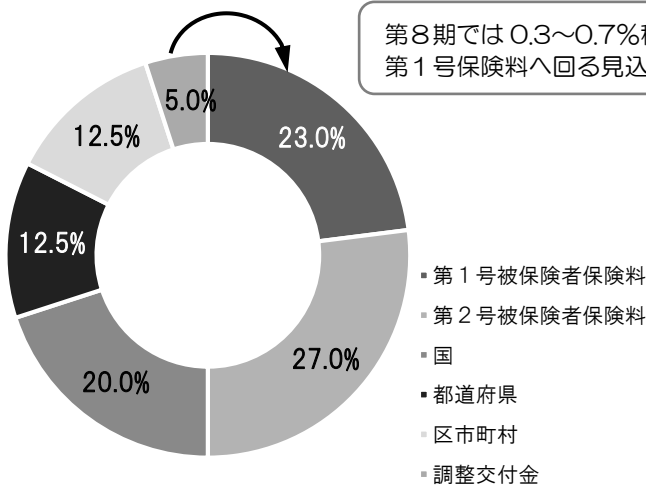
【保険給付費等財源構成】

保険給付費



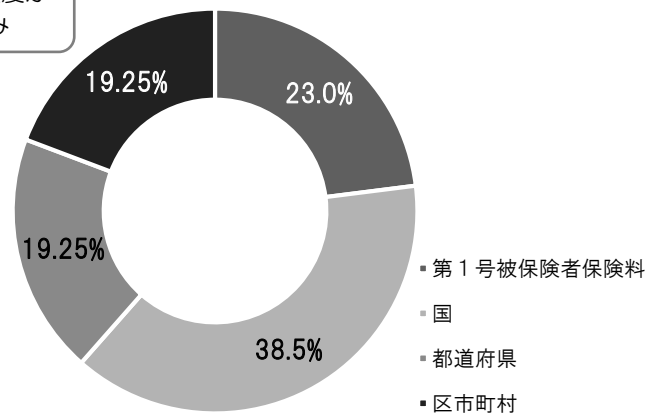
地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業費)



地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業費)



※ 第8期の財源構成比は第7期と同じです。

（3）第8期における保険料の算定

① 保険料賦課総額の算定

第8期における総介護費用のうち第1号被保険者負担分（23％）に調整交付金による調整額を上乗せし、介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分を減額すると、保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額に保険料収納率を加味すると保険料賦課総額が算出されます。

② 所得段階の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者の判断により多段階化することが可能とされました。

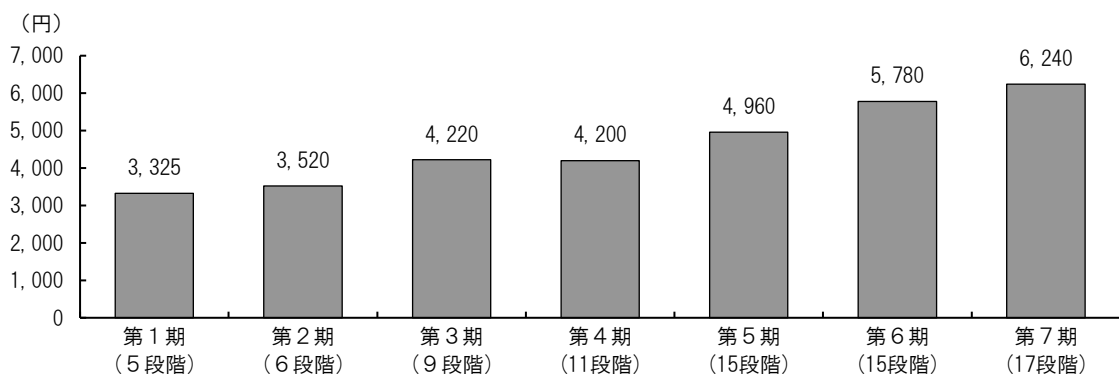
これを受けて本区においても、第3期以降の各計画期間において多段階設定を行い、第7期（平成30年度～令和2年度）では17段階としました。

第8期においても、低所得者への配慮を十分に行いつつ、介護保険事業の運営を維持していくために必要な保険料段階等の設定について検討を行います。

③ 第1号被保険者保険料額の算定

「（2）介護保険料の算定方法」に記載のとおり、被保険者数、要支援・要介護認定者数、保険給付費、地域支援事業費などの推計を基に算定します。

【保険料基準月額、所得段階数の推移】



※第4期の基準月額は事業計画上は4,293円でしたが、国の特別対策による軽減措置が実施されたため、4,200円となりました。